平成２３年（フ）第３８号
千葉県館山市香53番地
債務者　田上　伴子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第４２号
千葉県南房総市和田町和田４番地
債務者　庄司　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第４７号
山梨県大月市富浜町鳥沢164番地
債務者　今野　春彦
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
山梨県富士吉田市新倉1667番地の２
債務者　渡邊　良一
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
長野県茅野市宮川6643番地５
債務者　北澤　賢二
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３９５号
岐阜市守口町１丁目14番地１　阿曽貸家、住民票上の住所岐阜市鷺山1296番地３
債務者　伊藤　和子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４０６号
岐阜県関市東日吉町22番地
債務者　北　　直美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４４４号
岐阜市粟野西７丁目173番地
債務者　舩戸　和宏
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４４６号
岐阜市白菊町６丁目30番地　２Ｆ
債務者　岩佐　美貴
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４５０号
岐阜県瑞穂市野白新田97番地１　サンハイツ森102号
債務者　濱里　利之
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
岐阜県加茂郡八百津町八百津3972番地
債務者　古田　里子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１８９３号
愛知県愛知郡長久手町富士浦401番地　県営長久手第２住宅２棟409号
債務者　岩本　裕子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９２１号
愛知県北名古屋市高田寺北の川70番地　豊ビル301号
債務者　小野田優子（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１４１号
名古屋市中区松原２丁目１番22号　メゾン・ド・セティエーヌ407号
債務者　滝田　真治
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０４号
滋賀県守山市吉身２丁目７番６―102号
債務者　薗田　美保
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１２号
滋賀県草津市青地町747番地１
債務者　紺谷宏次朗
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３１号
滋賀県草津市渋川２丁目５番15号
債務者　伊関　弘毅
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
大津地方裁判所民事部